

No.	該当資料および項目	質問	回答
1	<p>【売払案内書】</p> <p>3. 売払い物件の利用条件</p>	<p>鮮魚の出荷場としての使用は出来ますか？ (船を接岸して、船からバケた鮮魚を揚げる作業。鮮魚の検量・箱詰め・検量・トラックへの積み込み作業。)</p>	<p>鮮魚の出荷場は流通加工施設に該当するため建設可能です。 但し、売払い物件の利用に当たっては、十分な対策を実施の上、周辺地域の生活環境悪化を招かないよう努めていただく必要があります。 また、地元自治会および周辺住民と協議調整を図り、地域住民の理解を得るように努めていただく必要があります。</p>

※質問の内容については、質問の趣旨が変わらない範囲で、一部修正をしています。